

# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

N K 生

## ◎土木地方債許可概要

許可年月日	起債額	起債目的	道府縣	起債團體名
昭和十一年 二月十七日	八四七、〇〇〇 <small>四</small>	災害復舊土木費	岐阜縣	
二月十八日	七九七、八〇〇	"	福島縣	
"	(三、二六五、〇〇〇)	"	大阪府	
"	(三、一九九、七〇〇)	大阪港復興費	大阪市	
"	(一、七七九、六〇〇)	第二次築港事業費	"	
"	(一、七四四、〇〇八)	灾害對策砂防費	兵庫縣	
"	二五〇、〇〇〇	冷害對策道路事業費	福島縣	
"	二九六、二〇〇	都市計畫街路事業費	福岡縣	
二月十九日	三三、三〇〇	用水改良事業費負擔金	秋田縣	
"	三八、八〇〇	街路修築費	東京府	
"	一、一二三、〇〇〇	農業水利改良事業費	島根縣	
二月十九日	五〇、〇〇〇	災害應急土木事業	小倉市	白雪川普通水利組合
月二十日	一三〇、六〇〇	災害復舊農業土木事業	宮城縣	

二月二十一日

一、七〇〇

道路改良費地元負擔金  
用排水幹線改良事業費

兵庫縣  
神奈川縣

芦田村  
鬼柳普通水利組合

一、五、六〇〇  
一、五、七〇〇

河川改良費地元負擔金  
災害耕地復舊事業費

島根縣  
秋田縣

加茂町  
村

二、六〇〇  
六、九〇〇

水害林道復舊費  
災害荒廢林地復舊費

埼玉縣  
鳩山縣

名瀨町

三、〇〇〇  
三、三〇〇

二四〇、五〇〇  
二四、六〇〇

福井縣  
秋田縣

大野町

二、六〇〇  
三、六〇〇

灾害地方應急土木費  
冷害應急施設費

鳥取縣  
東京府

名瀨町

二、六〇〇  
三八四、〇〇〇

灾害架設費  
神田上水改修費

栃木縣  
鹿兒島縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害砂防事業費  
河川改修費

兵庫縣  
東京府

名瀬町

九八四、〇〇〇  
四二七、〇〇〇

產業道路改良費  
河川改修費

鳥取縣  
東京府

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

兵庫縣  
神奈川縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

岡山縣  
德島縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

秋田縣  
秋田縣

名瀬町

八二、三〇〇  
三、九〇〇

灾害地方應急土木費  
林道復舊事業費

鳥取縣  
島根縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

岡山縣  
德島縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

秋田縣  
秋田縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

鳥取縣  
島根縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

岡山縣  
德島縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

秋田縣  
秋田縣

名瀬町

一、一三、二〇〇  
一〇八、〇〇〇

灾害復舊土木費  
改良事業費地元負擔金

鳥取縣  
島根縣

名瀬町

二月二十四日	一一六、〇〇〇	水害地方應急土木費
三月一日	一〇、〇〇〇	河川改修費負擔金
三月二日	四、六〇〇	井路改修費
三月三日	八、〇〇〇	府縣道改善費寄附金
	三、五〇〇、〇〇〇	都市計畫第三街路修築費
	八六六、〇〇〇	災害土木復舊費
	一、一〇〇、〇〇〇	都市計畫河川改修費
	八、〇〇〇	村道改修費
	一二、四〇〇	河川改修費負擔金
	一〇、五〇〇	用水改良事業費負擔金
	一四、一〇〇	河川改修費負擔金
	一三一、二〇〇	縣營用水事業費
	五、二〇〇	災害漁港復舊費寄附金
	二三、六〇〇	河川道路改修費寄附金
	四六九、八〇〇	冷害因作地方應急土木事業費
	三四、七〇〇	港灣修築事業費寄附金
	五七、〇〇〇	河川改良工事費分擔金
	九、一〇〇	河川改修費負擔金
	六〇、〇〇〇	國道改良費負擔金
	六四、二〇〇	用水改良事業費
秋田縣	島根縣	高津町
東京府	長野縣	大龍井路普通水利組合
香川縣	東京都	高松市
岩手縣	鳥取縣	東京市
岐阜縣	太田村	鳥取市
熊本縣	豐福村他四ヶ村普通水利組合	中津町
高知縣	室戶岬町	鹽田町
佐賀縣	舞鶴町	北海道
群馬縣	鳥取市	京都府
富山縣		鳥取縣

三月三日

二、二〇〇

河川改修費負擔金  
島根縣

高城村  
見附町

三月四日

一〇、〇〇〇

河川改修費負擔金  
新潟縣

大浦輪中水害豫防組合  
見附町

三月五日

一五九、五〇〇

河川改修費負擔金  
岐阜縣

川內町

三月六日

五一、九〇〇

河川改修費負擔金  
青森縣

八戶市

三月七日

七〇、〇〇〇

港灣修築費  
港灣修築費分擔金  
砂防事業費

鹿兒島縣

三月八日

六、六〇〇

河川改良事業費  
災害復舊土木費

埼玉縣

三月九日

二、〇六〇、七〇〇

河川改良事業費  
災害土木復舊費

兵庫縣

三月十日

一九〇、〇〇〇

道路橋梁改築費  
失業應急土木事業費

茨城縣

三月十一日

一八〇、〇〇〇

農村應急道路改良費  
災害土木復舊費

神奈川縣

三月十二日

九三〇、〇〇〇

災害土木復舊費

富山縣

三月十三日

一、一五二、〇〇〇

道路改修費  
府縣道改良事業費

滋賀縣

## 橋梁架設費

兵庫縣

(一、二八一、〇〇〇)

## 道路改築費

神戶市

(一、二五六、〇〇〇)

## 都市計畫街路事業費

熊本縣

(一四二、〇〇〇)

## 失業應急道路改良費

神奈川縣

三月十一日

川崎市

(一四、〇〇〇)

## 道路改築費

八嘉村

(四一、〇〇〇)

## 橋梁架換費

香川縣

(五三、七〇〇)

## 國道改良費負擔金

千葉縣

(二五、〇〇〇)

## 上水道布設費

宮崎縣

(四、〇〇〇)

## 失業應急下水道側溝事業費

柏原町

(一八七、〇〇〇)

## 上水道擴張費

兵庫縣

(二六、一〇〇)

## 國道改良費負擔金

北海道

(九六、〇〇〇)

## 失業應急下水道側溝事業費

廣島縣

(三月十二日)

## 上水道布設費

尼崎市

(三月十四日)

## 國道改良費負擔金

札幌市

(三月十五日)

## 失業應急下水道側溝事業費

廣島市

(三月十六日)

## 上水道布設費

妻鹿町

(三月十七日)

## 國道改良費負擔金

尼崎市

(三月十八日)

## 上水道布設費

札幌市

(三月十九日)

## 國道改良費負擔金

廣島市

(三月二十日)

## 上水道布設費

大村市

(三月廿一日)

## 國道改良費負擔金

大村市

(三月廿二日)

## 上水道布設費

大村市

(三月廿三日)

## 國道改良費負擔金

大村市

(三月廿四日)

## 上水道布設費

大村市

(三月廿五日)

## 國道改良費負擔金

大村市

## ◎道路改築認可

路線名  
十三號 岐阜縣稻葉郡加納町地內工事開始ノ期日  
昭和十一年二月二十七日

道路法第二十條第二項の規定に依り本大臣に於て新設又は改築を爲すべき國道の路線名、區間及工事開始の期日左の如し。

道路法第五十二條に依り滋賀縣知事より申請に係る縣單は改築を爲すべき國道の路線名、區間及工事開始の期日左の如し。

昭和十一年二月二十六日

内務大臣 後藤文夫

獨事業指定府縣道改築の件三月五日認可せられたり。

路線名

區間

延長

工事費

石田長瀬線

滋賀縣坂田郡南鄉里村大字宮司町長瀬町大字神戸間

二、五五  
三、〇四

今津敦賀線

滋賀縣高島郡今津町大字弘川川上村大字福岡間

一、〇八  
三、〇六

上水道

縣名 水道名

國庫補助基本額

國庫補助額

補助

年 度 割

契約年月日

德島 池田町

七〇,〇〇〇

一七,〇〇〇

自昭和十九年度  
至昭和二十一年度

每年度

一、〇〇〇

昭和十一年三月十三日

昭和二十三年度

一、〇〇〇

## ◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

府縣名	起業者	事業の種類	起業地名	認定月日
宮城	宮城縣宮城郡根白石村長	道路新設	宮城縣宮城郡根白石村地内	三、七
秋田	秋田縣知事	道路改築	秋田縣雄勝郡川連町三梨村地内	二、二十四
群馬	群馬縣多野郡美土里村長	道路改築	群馬縣多野郡美土里村地内	三、四
東京	東京府知事	道路改築	東京府澁谷區下通二丁目、元慶尾町地内	三、九
神奈川	江ノ島電氣鐵道株式會社	軌道敷設	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町地内	二、二十四
新潟	鐵道大臣	電氣裝置	新潟縣中魚沼郡千手町、上野村、中條村地内	三、九
富山	富山縣	用水路改築	富山縣下新川郡下立村、愛本村地内	三、七

## ◎水道布設費補助指令

最近水道布設國庫補助契約せられたるもの左の如し。

岐 阜	岐阜縣知事	橋梁並道路改築	二、二四
愛 知	愛知縣名古屋市	學校敷設擴張	三、一二
滋 滋	愛知縣名古屋市長	道路新設	三、一二
三 重	三重縣飯南郡松尾村長	道路改築	三、二四
大 阪	滋賀縣犬上郡久德村長	道路改築	三、九
京 都	京都府知事	道路改築	三、九
賀 京	京都府久世郡宇治町長	道路新設	三、一〇
大阪	大阪府知事	道路改築	三、一二
大阪	大阪府知事	道路新設	二、二四
大阪府	大阪府大阪市長	道路新設	二、二四
兵 庫	兵庫縣知事	道路改築	三、四
和 歌	兵庫縣神戸市長	道路新設	三、一〇
岡 山	和歌山縣和歌山市長	道路改築	三、四
鳥 取	鳥取縣鳥取市長	道路新設	三、一三
香 川	岡山縣岡山市長	道路改築	三、四
香 川	德島縣知事	道路改築	三、四
香 川	香川縣三豐郡麻村	用惡水路新設	三、四
岐 阜	岐阜縣加茂郡川邊町、上米田村地内		
愛 知	愛知縣名古屋市南區春日野町、霞町地内		
滋 滋	愛知縣名古屋市南區鳴尾町、星崎町地内		
三 重	三重縣飯南郡松尾村地内		
大 阪	滋賀縣犬上郡久德村地内		
京 都	京都府愛宕郡八瀬村地内		
賀 京	京都府久世郡宇治町地内		
大阪	大阪府豐能郡豐中町、南豐島村地内		
大阪	大阪府南河内郡道明寺村、古市町地内		
大阪府	大阪府大阪市北區東野田町八丁目地内		
兵 庫	大阪府大阪市東淀川區中津本通一丁目、中津本通二丁目地内		
和 歌	兵庫縣加東郡福田村、河合村地内		
岡 山	兵庫縣神戸市兵庫區湊町一丁目地内		
鳥 取	和歌山縣和歌山市關戶、西濱、宇須、和歌浦、田野地内		
香 川	鳥取縣鳥取市立川町三丁目、立川村地内		
香 川	岡山縣岡山市小畑町地内		
香 川	德島縣美馬郡穴吹町地内		
香 川	香川縣三豐郡麻村地内		

長崎　　長崎縣長崎市　　火葬場敷地擴張  
沖繩　　沖繩縣島尻郡眞和志村　　學校建設

長崎縣長崎市竹ノ久保町地内　二、二〇  
沖繩縣島尻郡眞和志村地内　二、二十四

### ○新町軌道小野新町——大根森間軌道起業慶

止許可及會社解散決議認可並大根森——牛

軌道工事竣工期限延期許可

### 淵間軌道特許失效

新町軌道株式會社より申請に係る新町、大根森間軌道起業廢止及會社解散決議の件（一月十九日内務鐵道兩大臣より

指令せられたり。從つて昭和二年十二月十三日特許せられたる軌道中小野新町、川内村間は起業廢止を許可せられたる爲竝に川内村地内は指定の期限迄に工事施行の認可申請

を爲さざる爲特許は効力を失へり。

○東京市電虎ノ門交叉外四箇所電車信號裝置  
許可

東京市より申請に係る虎ノ門交叉外四箇所電車信號裝置變更及軌道運轉保安規程例外取扱の件（二月十七日内務鐵道

兩大臣より指令せられたり。

### ○新潟電鐵縣廳前——同起點五八米四三三間

新潟電鐵株式會社より申請に係る縣廳前、同起點五八米四三三間軌道工事竣工期限昭和十二年十二月十四日迄延期の件（二月二十日内務鐵道兩大臣より指令せられたり）

### ○名古屋市營循環北線外十八線工事施行認可

#### 申請期限延期許可

名古屋市より申請に係る循環北線外十八線工事施行認可申請期限昭和十二年三月三十一日迄延期の件（二月二十四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり）。

### ○京都市營軌道工事方法變更認可

京都市より申請に係る軌道工事方法變更の件（連絡線設置、線路を中央に移轉）二月十七日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

### ○大阪市營軌道工事方法變更認可

大阪市より申請に係る軌道工事方法變更の件（側柱の位  
置變更）二月十九日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

和十一年五月十六日迄）二月十七日内務鐵道兩大臣より指  
令せられたり。

### ○阪神急行電鐵壽橋新設認可

阪神急行電鐵株式會社より申請に係る溝橋新設の件（石  
橋停留場北方ニ開渠新設）二月十七日内務鐵道兩大臣より  
指令せられたり。

### ○九州鐵道軌道電氣工事方法變更認可

九州鐵道株式會社より申請に係る電氣工事方法變更の件  
(福岡津福間電車線と甘木福島間電車線との絶縁物の位置  
變更) 二月十四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

### ○若松市營軌道電氣工事方法變更認可

若松市より申請に係る電氣工事方法變更の件（變電所の  
位置變更）二月十四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり

### ○福博電車電氣工事方法變更認可

福博電車株式會社より申請に係る電氣工事方法變更の件  
(中央柱を側柱式に變更、軌條柱及木柱を建替) 二月十四  
日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

### ○士別軌道運輸營業休止許可

士別軌道株式會社より申請に係る運輸營業休止の件（理  
由、凍結のため運轉不能となりたるに因る、期間、自昭和  
十年十二月六日至昭和十一年四月三十日）三月六日内務鐵  
道兩大臣より指令せられたり。

### 認可

若松市より申請に係る國有鐵道若松停車場連絡工事施行  
の件（着手期限、昭和十一年三月十六日迄、竣工期限、昭

### ○江當軌道運輸營業休止許可

江當軌道株式會社より申請に係る臨時運輸營業休止の件

(理由、降雪多量にして運轉不能となりし爲、期間自昭和十一年十二月二十日至昭和十一年四月三十日)指令せられたり。

○江當軌道當別江別間軌道運輸營業廢止許可

江當軌道株式會社より申請に係る軌道運輸營業廢止の件(廢止實施期間、昭和十一年四月三十日迄)三月五日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○大阪電氣軌道上本町——布施間複々線工事

竣功期限延期許可並上本町停留場假設物使

用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社より申請に係る上本町、布施間複

々線工事竣功期限昭和十三年一月二十四日迄延期の件並上本町停留場假設物使用期限昭和十三年一月二十四日迄延期の件三月四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○大阪市營高速電氣軌道第一號線及第三號線

大國町三丁目、宮津町間工事竣功期限延期

許可

大阪市より申請に係る第一號線及第三號線大國町三丁目

宮津町間工事竣功期限昭和十二年十二月三十一日迄延期の件三月四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○阪神電氣鐵道電動客車設計認可

阪神電氣鐵道株式會社より申請に係る電動客車設計の件(七輛新造)二月七日内務鐵道兩大臣より指令せられたり

○阪神電氣鐵道國道線停留場特殊設計許可

阪神電氣鐵道株式會社より申請に係る國道線停車場特殊設計の件(停留場勾配制限外)——森市場前停留場、灘中學校前停留場、御影柳ノ川停留場、上石屋停留場)二月十四日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○阪神電氣鐵道工事方法變更及假設工事認可

阪神電氣鐵道株式會社より申請に係る工事方法變更並假設工事の件(本假設物の使用期限、昭和十一年五月十八日迄)二月十九日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○神戸市營軌道假設工事(電氣信號裝置)認可

神戸市より申請に係る假設工事の件(本假設物の使用期限、昭和十一年十二月三十一日迄)二月十九日内務鐵道兩

大臣より指令せられたり。

○藝南電氣軌道今西通三丁目——本通十二丁  
目間軌道特許失效

大正十年七月十八日藝南電氣軌道株式會社に對し特許したる軌道中吳市今西通三丁目、同市本通十二丁目間軌道は指定の期限迄に工事施行認可申請を爲さざる爲特許は其の効力を失へり。

○福博電車工事方法變更認可

福博電車株式會社より申請に係る工事方法變更の件（循環線千代田、大學通停留場間に涉線新設並「グレブド・レール」を「ハイテー・レール」に變更）三月十三日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○福博電車工事方法變更認可

福博電車株式會社より申請に係る電氣工事方法變更の件（在來木柱を軌條柱に變更）三月十三日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○九州鐵道電動客車設計認可

内務鐵道兩省間の協議成立し、自動車運輸事業の免許決定せるもの並不免許決定せるもの左の如し。

九州鐵道株式會社より申請に係る電動客車設計の件（電動客車四輛）三月十三日内務鐵道兩大臣より指令せられたる。九州鐵道株式會社より申請に係る電動客車設計の件（電動客車四輛）三月七日内務急行電鐵株式會社より申請に係る客車設計變更の件（電動客車及附隨客車各四輛新造）三月七日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○阪神急行電鐵客車設計認可

阪神急行電鐵株式會社より申請に係る客車設計の件（電動客車及附隨客車各四輛新造）三月七日内務鐵道兩大臣より指令せられたり。

○自動車運輸事業免許

道府縣名  
大坂滋賀和歌山青森宮城茨城  
長野

法

令

	區間	申請者	免許別
五・八五	豐能郡池田町地内	○・○八新 京阪自動車株式會社	不免許
四・三〇	自野州郡河野州町大字久野部間 至郡中里村大字木部間	株式會社星自動車	免許
三・二〇	西牟婁郡鈴山村地内(外一線) 至郡船澤村間	明光バス株式會社	免許
三・五五	自中津輕郡船澤村間 至郡高杉村間	弘前乗合自動車株式會社	免許
三・六七	自郡高杉村間(外二線) 至郡藤代村間	赤星兵三郎 同	不免許
一・二・六〇	八・九五 一・四・八三 一・二・六〇	竹内兼七 野田謙 櫻井きく	免許
一・八〇	八・九五 一・四・八三 一・二・六〇	竹内兼七 野田謙 櫻井きく	免許
三・九〇	免 免 免	免 免 免	免許
五・〇〇	同 同 同	同 同 同	免許
三・五〇	静岡自動車株式會社	免許	免許
〇・七五	片桐茂一		
二・一〇	市村義雄		
一・七九			

石川	郡岩村田町地内(外一線)	小池自動車株式會社	五・〇〇
福井	自金澤市廣坂通至市下石引町間	金澤電氣軌道株式會社	〇・五六
佐賀	自金澤市河内町新保七番丁間	藤津遊覽自動車株式會社	四・〇二
熊本	自福岡市大字東廣尾間	席田乗合自動車株式會社	五・二〇
岡山	至市出來町間	廣川三郎	〇・六〇
鹿児島	藤津郡鹿島町地内	葦北郡水俣町	五・七五
北海道	葦北郡水俣町地内	八代自動車株式會社	三・七〇
千葉	自八代郡八代町間	一九・〇〇	一九・〇〇
群馬	郡高田村間	三州自動車株式會社	一三・三六
長野	郡朱圓村間	田淵幸三郎	一九・〇〇
京都	宮崎縣都城市松元町間	樺名山遊覽自動車株式會社	四・六〇
岡山	群馬郡室田町地内	葛飾乗合自動車株式會社	〇・一二
山口	市川市八幡町地内	行徳馬車自動車株式會社	〇・一二
鳥取	市町地内	安房合同自動車株式會社	三・〇六
島根	自安房郡保田町間	大一自動車株式會社	二・七〇
福井	至君津郡金谷村間	六・六〇	六・六〇
滋賀	下伊那郡下久堅村地内(外一線)	中西兵治	〇・〇八
岐阜	自興謝郡市場村間	備作自動車株式會社	三・三〇
愛知	至伊那郡吉津村間	久木自動車株式會社	不 免 許
三重	自久米郡吉岡村間		不 免 許
奈良	至勝田郡飯岡村間		不 免 許

東京	山口	新潟	島根	鳥取	山形
法 令	自御津郡御津賀村間 至郡圓城村間	賀茂郡廣村地内 自中頸城郡諏訪村間	至郡湯町村間	自比婆郡口北村 至雙三郡十日市町間	自御津郡圓城村間 至郡圓城村間
高知	海部郡宍喰町地内 自木田郡十河村 至郡東植田村間	自綾歌郡粉所村間 至香川郡安原村間	至香川郡安原村間	海部郡町村自動車公營組合 組合長牧本市太郎	○六八 藝南電氣軌道株式會社
高知	自高知市潮江宇汐井流立 至市潮江新岸壁元流立	自市潮江宇汐井流立 至市潮江埋立地新岸壁	新谷隣六	四二〇 高松乗合自動車株式會社	二九〇 金川自動車株式會社
高知	市潮江宇南ノ丸 市潮江埋立地新岸壁	野村自動車株式會社	○六一 土佐バス株式會社	三一〇 岩瀬平八	一四〇三 頸城鐵道株式會社
高知	自南佐久郡中込町間 至北佐久郡三崎村間	○六一 高南自動車株式會社	一三〇 小池自動車株式會社	三二〇〇 深川源九郎	二二〇〇 深川源九郎
高知	自南佐久郡中込町間 至北佐久郡小諸町間	○六一 高南自動車株式會社	一三〇 小池自動車株式會社	四四〇 海部郡町村自動車公營組合 組合長牧本市太郎	四四〇 海部郡町村自動車公營組合 組合長牧本市太郎
高知	自南佐久郡中込町間 至北佐久郡岩田町間	一三〇 小池自動車株式會社	一三〇 小池自動車株式會社	四九〇 不免許	四九〇 不免許
高知	自四谷區永住町三六二間 至同區新宿三五二間	一三〇 小池自動車株式會社	一三〇 小池自動車株式會社	一四〇 免許	一四〇 免許
高知	(起點ヨリ新宿一ノ九 迄區間ニ限リ免許)	一三〇 小池自動車株式會社	一三〇 小池自動車株式會社	一部 免許	一部 免許

(1) 芝區田町一ノ二  
同區同町一ノ二  
麻布區霞町一間  
——  
(2) 同區同町一ノ二  
同區同町一間

一一・五一 三友乗合自動車株式會社 不免許

自北多摩郡村山村横田四二九〇間  
至西多摩郡箱根ヶ崎村一三九〇間  
自眞壁郡竹島町田宿二七〇間  
至同郡下館町乙ノ八五〇間

一一・一八 多摩湖鐵道株式會社 免許

茨城

茨城急行自動車株式會社 不免許

自船井郡川邊村字佐切小字殿田三四四  
至同郡八木町字八木小字鹿ノ草四五間

一一・六〇 茨城急行自動車株式會社 同

京都  
至同郡八木町字八木小字鹿ノ草四五間

一一・四〇 丹波自動車株式會社 不免許

### ◎道路敷地等不動産登録税免除取締に關する實例

秋發土第三二號 (秋田縣照會)

昭和十一年二月十九日 秋田縣知事 兒玉政介

秋田地方裁判所長殿

不動產登録税免除ニ關スル件

道路法ニ依ル道路ノ改修工事ヲ施行スルニ當リ內務省名義ヲ以敷地トシテ買上其登記囑託ヲ爲スニ先チ不動產登記法第四十六條ノ二ノ規定ニ依リ道路管理者ガ土地所有者ニ代位シテ土地分割及家督相續ニ因ル所有權移轉ノ代位登記囑託ヲ爲ス場合該代位登記ニ屬スル登録税ノ免除ニ關シテハ昭和七年十二月二十三日記第三九三七號千葉地方裁判所長ニ對スル同年十二月廿八日民事甲第一四七九號民事局長ノ回答ノ次第モ有之候處本縣並ニ管下市町村ニ於テ差懸リタル同一事項有之候ニ付貴見承知ノ上處理致度候條右ニ

付何分ノ御回答ヲ得度尙準用河川ニ關シテモ同一事例有シ  
三付併セテ及御照會候也

追テ本文ニツキ個人有ノ土地ヲ内務省名義ニ寄附申出ノ場合モ  
項ニツキ個人有ノ土地ヲ内務省名義ニ寄附申出ノ場合モ  
同様ノ取扱致可然様ニモ被存候モ爲念相伺候也

(秋田地方裁判所回答)

秋田地方裁判所中一ノ一一第一〇號

昭和十一年二月二十一日 秋田地方裁判所長 松野祐齋

秋田縣知事兒玉政介殿

不動產登記税免除ニ關スル件

本件昭和十一年二月十九日付秋發土第三二號ヲ以御照會相成候標記ノ件  
ハ貴見ノ通登録税ヲ免除シ可然モノト思料セラレ候條此段  
及回答候也  
追テ右趣旨管内區裁判所並出張所ヘモ通達致置候ニ付爲  
念申添へ候